

豊島区会計年度任用職員（消費生活相談員）募集要項

令和7年2月12日

この要項は、豊島区会計年度任用職員（消費生活相談員）を採用するためのものです。

1 職種 豊島区消費生活相談員

2 職務内容

「豊島区消費生活相談実施要綱（区長決定）」に基づき、以下の通り対象消費者*が商品及びサービスを購入又は利用する場合に生ずる販売方法や契約の解約などに関する相談を行う。

*対象消費者：区内に住所を有する消費者、団体（営利目的を除く）、区外に住所を有する区内在勤者、在学者。また、区内で商品を購入するなどした事例で、区民に被害が及ぶおそれがあり、センターにおいて受付けることが適当であると認められるもの。

- ①相談に関する、受付、商品テスト依頼、直接交渉、行政機関への協力依頼、事業者団体への要望、消費者庁等への要請、記録の作成及び入力。
- ②相談に関する、情報収集、整理・保管および情報提供。
- ③出張講座等派遣による講義（パワーポイント等の資料作成含む）、研修等参加（手続き含む）、区報への原稿執筆、ホームページの作成。
- ④ヤミ金・サラ金等特別相談、ヤミ金・サラ金被害の防止及び啓発。
- ⑤相談情報のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）による情報入力及び収集、統計。
- ⑥その他、消費生活グループの事業に協力など、生活産業課長が指示すること。

3 採用人員 若干名

4 応募資格

任用予定日現在、下記①から⑤のいずれかの資格に該当し、パソコンの基本操作（パワーポイント、エクセル、ワード、インターネット等）による資料作成及び入力作業ができ、相談者の意思を尊重し、適正かつ迅速に処理するほか、必要な措置を講じることができる、上記2職務内容に積極的に当たることのできる健康な方。

- ① 消費生活相談員（国家資格）
- ② 独立行政法人国民生活センター認定の消費生活専門相談員の資格
- ③ 一般財団法人日本産業協会付与の消費生活アドバイザーの資格
- ④ 一般財団法人日本消費者協会付与の消費生活コンサルタントの資格
- ⑤ その他上記資格と同等な知識や行政相談等の経験を有すると認められるもの。

なお、地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

—地方公務員法第 16 条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 任用予定日 令和 7 年 4 月 1 日

6 任期

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※ 1 勤務成績が良好な場合には、公募によらず再度の任用を行うことがあります。勤務成績が良好でない場合には、再度の任用を行えないことがあります

※ 2 欠員状況に応じて、任用期間が異なる場合があります。

7 条件付採用期間

原則 1 か月

※ 1 1 か月の実勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。

※ 2 任用の都度、条件付採用期間があります。

8 基礎報酬額

月額 254,300 円程度

（給与支給日は原則毎月 15 日）

※源泉徴収所得税及び社会保険料等が差し引かれます。

※条例・規則・要綱等の定めるところにより金額が変更される場合があります。

※時間外勤務は原則無し。ただし区民対応や緊急時等は可能性があります。

9 諸手当報酬等

通勤費相当（上限 55,000 円）、期末手当等が支給されます。

10 勤務条件

（1）勤務場所

豊島区消費生活センター（豊島区役所 本庁舎 7 階）

（2）勤務日数・勤務時間

勤務日数は月 16 日（月～金曜日、祝日・年末年始を除く）

勤務時間は 7 時間 45 分以内／日

勤務日は別途指定

※条例・規則・要綱等の定めるところにより勤務時間に変更される場合があります。

(3) 休暇制度

【有給】年次有給休暇 初年度 12 日間（残数があつた場合は翌年度に限り繰り越しができます。）、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、慶弔休暇、夏季休暇

【無給】病気休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、生理休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間

11 社会保険・福利厚生

雇用保険・厚生年金保険・健康保険・介護保険及び健康診断があります。

この他、任意加入の豊島区互助会があります。

12 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。

（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

13 応募方法

下記の必要書類を郵送又は持参により提出してください。

(1) 必要書類

①豊島区会計年度任用職員採用選考申込書

②小論文（A4判 400 字詰め原稿用紙、横書き、1200 字程度、自筆）

※豊島区会計年度任用職員採用選考論文 回答用紙をご利用ください

課題

「今後の消費生活相談における課題と解決策についてあなたの考えを述べてください。」

③応募資格を証明する認定証の写し

※応募書類は返却いたしません。

※お預かりした個人情報採用選考以外の目的には使用いたしません。

(2) 提出先

豊島区文化商工部生活産業課消費生活グループ

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所本庁舎 7 階

※郵送の場合、封筒に「消費生活相談員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留もしくは普通郵便で送付してください。（郵送による事故については、当区で責任を負いません）

※持参の場合、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

(3) 申込み期限

令和7年2月26日(水) 午後5時必着

14 選考方法

(1) 一次選考 書類審査、小論文

※一次選考結果は受験者全員にメールにより通知します。

令和7年2月28日(金) 発信予定

(2) 二次選考 面接(一次選考合格者のみ)

令和7年3月4日(火)に豊島区役所で実施

(詳細はメールで通知いたします)

※二次選考結果は面接者全員にメールにより通知します。

令和7年3月5日 発信予定

※一次・二次選考とも、選考内容等に対する問い合わせには一切応じられません。

15 詳細・問い合わせ

豊島区文化商工部生活産業課消費生活グループ

電話 03-4566-2416